


皇居三の丸尚蔵館内設備への日常点検等に伴う立ち入りに関する覚書



独立行政法人国立文化財機構（以下「甲」という。）と宮内庁（以下「乙」という。）は、甲が令和5年10月1日から管理運営する皇居三の丸尚蔵館（以下「甲施設」という。）において、乙が皇居東地区の機能維持のために甲施設内に残置した乙所管の衛生設備等（以下「本件設備」という。）の日常点検等のため、乙職員が甲施設へ立ち入ることに関し、次の条項により覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本件設備の日常点検等のため、乙職員が甲施設に立ち入ることの条件を定めることを目的とする。

（立ち入り場所）

第2条 立ち入り場所については、本件設備の設置場所（別図の受水槽室兼大手井戸ポンプ室及び電気室）に限る。

（立ち入りの申請等）


第3条 甲は乙職員及び乙の指定する者が、日常点検等のため本件設備の設置場所へ立ち入ることを認める。

2 乙は日常点検以外の臨時点検等で立ち入る時は、事前に甲に対し書面又はメールにて申請するものとする。ただし、緊急時など書面による立ち入り申請ができない場合は、口頭等で要請した後、速やかに書面又はメールを提出するものとする。

（鍵の貸与）

第4条 甲は、甲施設の立ち入り場所の鍵を乙に各2組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

（遵守事項）



第5条 乙は、甲施設に立ち入る場合には、善良なる管理者の注意を払うものとし、火気に注意するとともに毀損、汚損等の防止に努めるものとする。また、立ち入りに関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの負担と責任において改善措置を実施するものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、甲施設への立ち入りに関し、乙の故意または過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日迄とする。ただし、甲または乙から、書面による別段の意思表示がない場合は、本覚書を更に1年間有効とし、以後も同様とする。

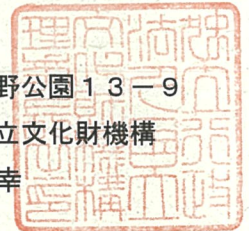
(協議事項)

第8条 本覚書の規定に疑義等が生じた場合又は本覚書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和5年9月29日

(甲) 住 所 東京都台東区上野公園13-9
名 称 独立行政法人国立文化財機構
代表者 理事長 島谷弘幸



(乙) 住 所 東京都千代田区千代田1-1
名 称 宮内庁
代表者 管理部長 野村 護



